

“しずおか型特別自治市”制度骨子

平成 25 年 10 月

静岡県・静岡市・浜松市

“しずおか型特別自治市” 制度骨子

目次

I	“しずおか型特別自治市” 制度骨子	1
1.	“しずおか型特別自治市” の意義等	1
(1)	静岡県、静岡市及び浜松市の特性	1
(2)	～内政のフロンティア～ “しずおか型特別自治市” の意義	1
2.	“しずおか型特別自治市” の基本的考え方	2
(1)	特別自治市、広域自治体、国の役割分担	2
(2)	特別自治市が担う事務	3
(3)	特別自治市の税財源	3
(4)	特別自治市における自治構造と住民自治の強化	3
3.	“しずおか型特別自治市” と広域自治体や近隣市町村との関係	3
4.	“しずおか型特別自治市” の移行手続等	4
II	“しずおか型特別自治市” の実現プロセスと静岡県及び両市の取組	4
1.	“しずおか型特別自治市” の実現プロセス	4
(1)	PHASE 1：現行制度下での最大限の機能強化	4
(2)	PHASE 2：特別自治市の法制化	4
(3)	PHASE 3：道州制移行に伴う基礎自治体の自立モデルの確立	4
2.	“しずおか型特別自治市” の実現に向けた静岡県及び両市の取組	5
(別紙)	“しずおか型特別自治市” 実現プロセスのイメージ	6

I “しずおか型特別自治市”制度骨子

1. “しずおか型特別自治市”の意義等

(1) 静岡県、静岡市及び浜松市の特性

- ①静岡市及び浜松市（以下「両市」という。）は、いわゆる平成の合併において、住民の日常生活圏等と市域との一致や、基礎自治体強化のために政令指定都市移行を目指して市町村合併を進めたことで、県に匹敵する人口と面積を有し、都市部とともに農山村や過疎地域等を含むなど、広域性と多様性を有する国土縮図型の政令指定都市である。
- ②両市の政令指定都市移行は、静岡県の強い支援により実現したものであり、特に静岡市の移行は、新たな大都市の姿や、都道府県の支援下での基礎自治体の強化モデルを具体的に全国に提示した、フロントランナーとしての意義を持つ。
- ③静岡県は、全国の都道府県で最も権限移譲に積極的に取り組んでおり、両市は、都道府県の事務を最も多く処理する政令指定都市として、高度の行政処理能力を有している。
- ④圏域の拠点都市として、静岡市は静岡県中部地域の各自治体と、浜松市は静岡県西部地域のみならず愛知県東部（東三河）地域及び長野県南部（南信濃）地域の各自治体と、それぞれ積極的な広域連携を図り、市や県など行政の区域にとらわれることなく、地域の実態や住民生活に即した広域的な課題の解決と圏域全体の発展を推進している。
- ⑤両市と静岡県の３者は、両市の指定都市移行後も信頼関係のもと強固な連携を築いてきた。また、単に政策調整に留まらず、新たな地方自治のあり方を提示し、現状に安住しない改革の意思を共有している。

(2) ～内政のフロンティア～ “しずおか型特別自治市”の意義

“しずおか型特別自治市”は、我が国の地方自治の新たな可能性を拓く「内政のフロンティア」として、主に次の意義を有するものである。

① “地方自治”のフロンティア

- ・“しずおか型特別自治市”は、人口構造や経済社会構造の変化など大都市を含む全ての地方自治体が直面する課題への対応や、地域の活力アップのため、規模・能力の拡充や地方行政の大幅な効率化を戦略的に進める全国の基礎自治体にとって、ゴールとなる大都市制度と位置付け、道州制を視野に入れた基礎自治体強化の確かな道筋を示すことで、新時代の地方統治構造変革をリードするものである。
- ・具体的には、意欲の高い基礎自治体が、広域自治体の強力な支援協力のもと、積極的な権限移譲の受入れなどによる能力の向上及び地域住民の意思

に基づく市町村合併又は近隣市町村等との積極的な広域連携を進めるなどによる規模の拡大を進め、最終的には法定化された所定の手続により、特別自治市への移行を可能とするものである。

- ・特別自治市に行政権限が集約されることで、政策選択の自由度が高まり、自立した都市経営による政策展開が可能となり、ひいては地域の個性や魅力を最大限発揮し、我が国の社会経済をけん引することとなる。

② “地域連帯” のフロンティア

- ・“しずおか型特別自治市”は、行政の区域でなく、人々の暮らしや経済活動の範囲を政策の発想の原点とし、地域の連帯に基づく発展の新たな可能性を提示するものである。
- ・具体的には、機能強化された特別自治市が、連携の核として、近隣市町村とともに、住民の生活圏域や地域課題に応じて、地域の創意工夫による多様な手法で、地域課題を解決することや、地域の潜在力を最大限引き出すことを可能とするものである。
- ・さらに、基礎自治体の事務に加えて広域自治体の事務の共同処理を行うことや特別自治市が加入する広域連合を国の事務の受け皿とすることなど、これまでにない連携の可能性を有するものである。

③ “地方行革” のフロンティア

- ・“しずおか型特別自治市”は、二重行政を解消し、地方行政の効率化を進めることで、少子高齢化や社会資本の老朽化等に備えた効率的・効果的な地方行政体制を実現できる制度である。
- ・具体的には、地方行政サービスを特別自治市が総合的に提供することで、住民の利便性向上や一体的なまちづくり等による大胆な行政効率化の新たな可能性を提供するものである。
- ・地方行政サービス（受益）と地方税等（負担）が特別自治市に一元化することで、住民にとって分かりやすく納得感ある行政の実現を可能とするものである。

2. “しずおか型特別自治市”の基本的考え方

(1) 特別自治市、広域自治体、国の役割分担

- ① “しずおか型特別自治市”は、補完性・近接性の原則に基づき、地方が担うべき事務を処理し、基礎自治体として、極めて自己完結性の高い都市経営を進めるものとする。
- ② 広域自治体は、内政に関する基礎自治体の区域を超える広域行政を行い、広域的な地域経営の主体としての役割を担うものとする。
- ③ 国の役割は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の

生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なものと、国本来の機能の集約、強化を図るものとする。

(2) 特別自治市が担う事務

- ①特別自治市は、警察（道路交通行政に関係するものを除く）に代表される真に広域的な事務を除く地方が担うべき事務を担う。
- ②現在の都道府県制度の下では、特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないよう配慮し、必要に応じて所要の措置を講じる。

(3) 特別自治市の税財源

- ①適切な役割分担に応じた税財源を配分することとし、現在の都道府県制度の下では、市域内の全ての地方税を特別自治市が賦課徴収する。
なお、特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの影響が生じるときは、都道府県と特別自治市の間で必要な財政調整を行う。
- ②（２）に掲げる真に広域的な事務の経費は、事務配分に応じた負担とする。
- ③道州制に移行する場合の税財源については、国、道州、特別自治市の役割分担に応じて、特別自治市に税財源の移譲を行う。
- ④移譲事務権限に関する資産・負債については、広域自治体、特別自治市等で協議を行い、適切に再編等を行った上で移管することを原則とする。

(4) 特別自治市における自治構造と住民自治の強化

- ①特別自治市は、簡素な行政組織のもと市としての一体性を確保しつつ、地域の実情にきめ細かく対応した行政を進めることを基本とし、地域の実情に応じて行政区を置き、住民に身近な総合行政の拠点として区役所を設けた上で、地域の実情に応じた必要な都市内分権を進める。
- ②区の運営に当たっては、地域の実情や住民の希望に合った形で住民参加手続の拡充や住民代表機能を適宜付与する等により、区政に住民が参画する機会を十分に提供するものとする。

3. “しずおか型特別自治市”と広域自治体や近隣市町村との関係

- ①圏域全体の発展のため、特別自治市は近隣の市町村との積極的な連携を進めていく。
- ②広域連携等を通じて圏域全体の行政水準の向上に寄与するため、特別自治市の有する高度の行政処理能力や専門人材等の資源を活用する。
- ③特別自治市と広域自治体は、地域全体の発展と地方行政の効率化の観点から、積極的な連携を図ることとする。

4. “しずおか型特別自治市”の移行手続等

- ①特別自治市は、自立を目指す意欲ある都市が移行できるよう、法令に定められた手続により指定される一般制度とする。
- ②特別自治市は、基礎自治体とする。
- ③特別自治市の指定は、相応の規模・能力を有する基礎自治体が、当該市の議決を経て、都道府県の同意（都道府県議会の議決）を得た後、総務大臣に対して申出を行い、これに基づき総務大臣が政令で定めることにより行う。
- ④道州制下における移行手続は、道州制の構築の際に併せて設定されるものとする。

Ⅱ “しずおか型特別自治市”の実現プロセスと静岡県及び両市の取組

1. “しずおか型特別自治市”の実現プロセス

“しずおか型特別自治市”は、都道府県制度の廃止と道州制の導入や地域の広域行政の新しい形を視野に入れ、次の3つの段階を経て実現する。

(1) P H A S E 1：現行制度下での最大限の機能強化

- ①“しずおか型特別自治市”の実現を視野に入れながら、現行制度下での都道府県から指定都市への最大限の権限・財源移譲が行われる段階。
- ②最大限の権限移譲・財源移譲により指定都市を実質的に特別自治市へ近づけるとともに、特別自治市の法整備に向けた検討を進める。

(2) P H A S E 2：特別自治市の法制化

- ①国による“しずおか型特別自治市”を実現する大都市制度の法整備が行われる段階。
- ②特別自治市の法制化に当たっては、道州制に関する議論も踏まえて推進される。

(3) P H A S E 3：道州制移行に伴う基礎自治体の自立モデルの確立

- ①道州制の導入に伴い、特別自治市が基礎自治体の自立モデルとして確立する段階。
- ②多様な政策選択の機会を得て、特別自治市が市域を越えた圏域全体の自立・活性化を推進する。

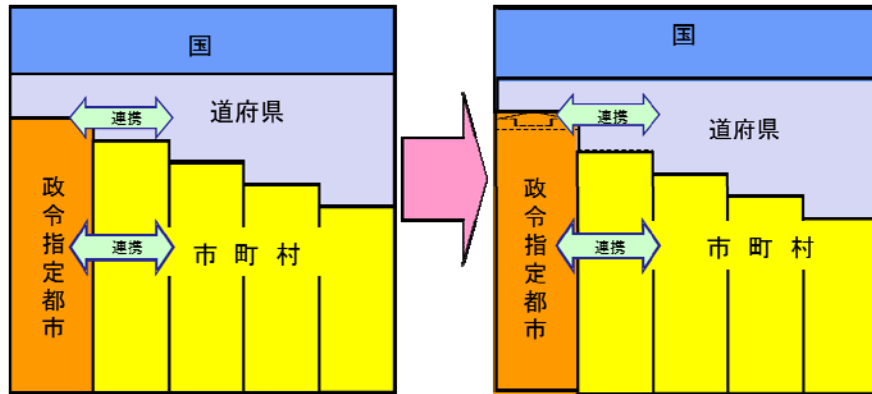
2. “しずおか型特別自治市”の実現に向けた静岡県及び両市の取組

- ①静岡県及び両市は、県・政令指定都市サミット（G3）での合意に基づき、道州制を視野に入れつつ、自立した地域経営を行う基礎自治体のモデルとなる“しずおか型特別自治市”の理念を共有し三者による協議の体制を整えており、引き続き、その実現に向けて3者の連携の下、必要な取組を進める。
- ②協議の進捗状況に応じて、体制の拡充などを図り、“しずおか型特別自治市”の実現を推進する。
- ③地方分権改革や道州制の議論を見据えつつ、国等へ意見発信していく。

(別紙) “しずおか型特別自治市” 実現プロセスのイメージ

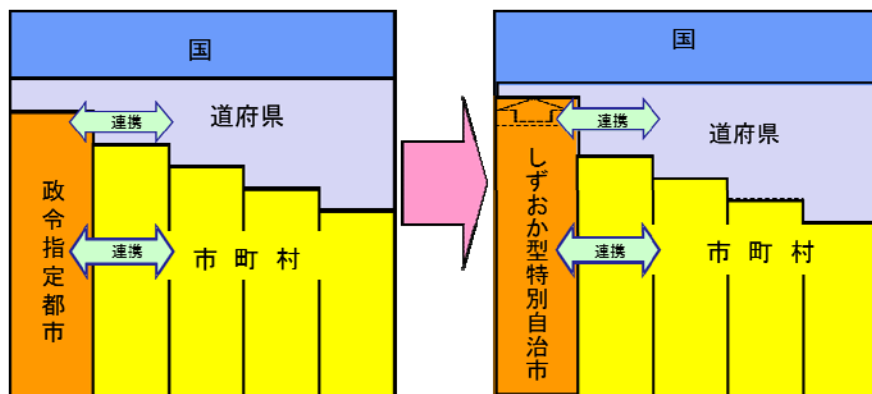
(1) PHASE 1 : 現行制度下での最大限の機能強化

“しずおか型特別自治市” の実現を視野に入れながら、現行制度下での都道府県から指定都市への最大限の権限・財源移譲が行われる段階



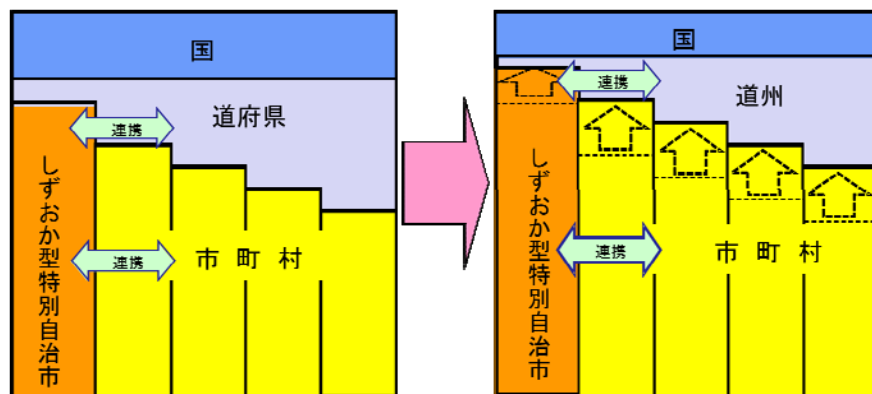
(2) PHASE 2 : 特別自治市の法制化

国による“しずおか型特別自治市”を実現する大都市制度の法整備が行われる段階



(3) PHASE 3 : 道州制移行に伴う基礎自治体の自立モデルの確立

道州制の導入に伴い、特別自治市が基礎自治体の自立モデルとして確立する段階



※「連携」

政令指定都市、“しずおか型特別自治市”の市域を超えた広域的な対応が必要な事務については、道府県、道州、他の基礎自治体と連携して対応